

# 令和6年度一時預かりベビーシッター利用支援事業助成金のご案内

**対象者** 葛飾区に住民登録があり、「0～5歳児クラス（未就学児）に相当する児童の保護者」又は「学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者」

**対象経費** 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターを利用した際に、その利用料（保育料）の一部を助成します。

**【注意事項】** 事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが助成対象です。

**入会金、会費、交通費、キャンセル料、家事援助、送迎、ピアノ指導、英会話授業等、クーポン等で割り引きされた料金は、助成対象外です。**

『共同保育』の場合

ア：1人の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、助成対象となります

イ：2人以上の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、ベビーシッターが児童1人、保護者がそのほかの児童を保育します。その際、領収書等に共同保育であること、児童名、利用時間帯、児童ごとの保育料の記載がある場合には、助成対象となりますが、それらの記載がない場合は、助成対象にはなりませんのでご注意ください。児童の人数と同人数のベビーシッターと契約することをお勧めいたします。

**対象事業者** 東京都のホームページをご確認いただき、東京都が定めるベビーシッター（一時預かり利用支援事業）認定事業者から選定してください。

**対象時間・対象期間**

- ・24時間365日（土・日・祝日・年末年始も対象）
- ・令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

※学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生のお子さんの保護者について、不承認となった後、学童保育クラブに入会した場合は、入会した前月までの利用分が助成対象です。

**助成額・助成方法**

- 児童1人当たり 年間144時間
- 未就学の多胎児（ふたご・みつご）の場合は、児童1人当たり年間288時間  
【通常時間帯】 午前7時～午後10時 1時間当たり 2,500円上限  
【夜間時間帯】 午後10時～翌朝午前7時まで 1時間当たり 3,500円上限

**申請までの流れ**

- ①東京都のホームページの認定事業者から選定し、直接利用の契約をする。  
※利用契約をする際、『ベビーシッター要件証明書』が発行できるベビーシッターかどうか確認する。
- ②利用後、利用料を事業者に支払い、領収書や『ベビーシッター要件証明書』等を受け取る。
- ③申請書に領収書等の必要書類を添付し、持参又は郵送により子育て応援係に申請する。  
※電子申請も可能です。

未就学児用→



学童保育クラブ待機児用→



**提出書類**

- ①葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【一時預かり利用支援】  
※未就学児分と学童保育クラブ待機児分を同時に申請する場合、申請書は「未就学児用」と「学童保育クラブ待機児用」の2枚必要となります。
- ②『別紙利用内訳書』（児童ごとに作成してください）
- ③事業者が発行した領収書の写し（利用者氏名、利用日、利用時間、保育料の支払いがわかるもの）  
※領収書で上記内容が確認できない場合は、請求書や内訳書も添付してください
- ④事業者が発行した『ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書』
- ⑤学童保育クラブの入所不承認の児童である場合、それがわかる書類等（発行されない場合、申請書に記載された学童保育クラブに、入所不承認の事実について照会することができます。）
- ⑥本助成金の振込先として初めて指定する口座の場合、口座情報のわかる資料（キャッシュカード又は通帳の写し）

## 申請期限等（令和6年度）

交付回	利用月	申請期限	お支払い予定日
第1回	令和6年4月～6月	令和6年7月31日（水）	申請期限の約2～3か月後
第2回	令和6年7月～9月	令和6年10月31日（木）	申請期限の約1～2か月後
第3回	令和6年10月～12月	令和7年1月31日（金）	申請期限の約1～2か月後
第4回	令和7年1月～3月	令和7年4月11日（金）必着	申請期限の約2か月後

※申請期限前の申請も可能です。また、申請に間に合わなかった場合は、次回交付分と合わせての申請も可能です。ただし、第4回申請期限（令和7年4月11日）については、期限後の受付はできませんのでご注意ください。

※一度交付を受けた月の再申請はできません。申請する月分の書類が全て揃ってから申請してください。

※申請書類の不備や申請が集中した場合は、振り込みが遅れる場合があります。

利用月	最終申請受付締切日	提出先
令和6年4月～令和7年3月	令和7年4月11日（金） 必着	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター利用支援事業担当 ※郵送またはご持参ください。

※令和6年度ご利用分の最終申請受付締切日は、令和7年4月11日（金）です。令和7年3月分について、領収書の発行事情等により提出が締切りに間に合わない場合でも、必ず締切日までにご申請いただき、不足書類（領収書等）を令和7年4月30日（水）までにご提出ください。

領収書、要件証明書の発行の期日や日数については、利用前に必ず各事業者にお問い合わせください。

## 注意事項

- 申請書類は葛飾区ホームページトップページ>子育て・教育>子育て>保育>一時預かりベビーシッター利用支援事業>添付ファイルからダウンロード又は葛飾区役所子育て応援課応援課（401番子育て支援窓口）で受け取ってください。  
または、葛飾区ホームページトップページ>子育て・教育>子育て>保育>一時預かりベビーシッター利用支援事業>関連リンクからオンライン申請が可能です。
- 領収書の原本が提出された場合には、返却できませんのであらかじめご了承ください。
- 利用時間数の確認のお問い合わせは、お答えしておりません。時間数の管理は、保護者様ご自身でお願いいたします。

### ＜問い合わせ先＞

葛飾区 子育て応援課 子育て応援係  
ベビーシッター利用支援事業担当  
電話番号 03（5654）6357（直通）又は  
03（3695）1111 内線 2543